

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

平成18年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、平成18年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

II. 海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1. 迅速な海難の調査、審判について

具体的な目標の内容
海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。
評 価
【評定】 目標は達成されておらず一層の努力が必要である。
【所見】 平成18年度実績は、目標を1.7ヶ月下回る13.7ヶ月であった。 平成18年度においては平年に比べ社会的影響の大きい海難が多発し、その調査・審判に多くを傾注せざるを得なかったことから、平成17年度実績を1.3ヶ月下回ることとなった。 調査・審判の質を高めつつ、期間を短縮することは困難な課題であるが、海難の再発防止には、的確かつ迅速な原因究明が必要不可欠であることから、今後、処理期間の定期的な測定、事件情報の集中管理、業務の効率化等、調査・審判の迅速化に向けた一層の努力が必要である。

<p>具体的な目標の内容</p> <p>社会的影響の大きい海難については、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p> <p>目標には達していないが相当の実績が上がっている。</p> <p>【所見】</p> <p>平成18年度実績は目標を0.3ヶ月下回る10.3ヶ月であった。</p> <p>目標の10ヶ月には0.3ヶ月及ばなかったものの、平成17年実績に比べ1.1ヶ月の改善がみられている。</p> <p>社会的影響が大きい海難事件は、証拠資料、関係者の証言等、膨大な量の情報を収集し、調査をする必要があり、また、審判においても探究すべき事項が多岐にわたる場合が多いものの、早期の再発防止策が講じられるためには、迅速な原因究明が重要であることから、今後、初動体制の強化や集中審理等、迅速に調査・審判を行うための一層の努力が必要である。</p>

<p>具体的な目標の内容</p> <p>水先人が関連する海難については、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p> <p>目標には達していないが相当の実績が上がっている。</p> <p>【所見】</p> <p>平成18年度実績は目標を1.1ヶ月下回る11.1ヶ月であった。</p> <p>目標の10ヶ月には1.1ヶ月及ばなかったものの、昨年度に比べ0.9ヶ月の改善が見られている。</p> <p>水先人は船舶交通の安全確保に重要な役割を担っており、水先人が関連する海難事件の原因究明が早期になされ、当該原因を踏まえた適切な再発予防措置が講じられることが、水先業務の適正な運営の確保に不可欠であるため、今後、引き続き調査・審判の迅速処理のための一層の努力が必要である。</p>

2. 海難に関する情報の利用促進等について

<p>具体的な目標の内容</p> <p>「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る。(ホームページ訪問者のページ閲覧数を平均7ページ以上とする。)</p>
<p>評 価</p> <p>【評定】</p>

目標には達していないが相当の実績が上がっている。

【所見】

平成18年度実績は目標を1.0ページ下回る6.0ページであった。

目標の7ページには1.0ページ及ばなかったものの、昨年度に比べ0.9ページ増加し、全体の訪問者数も増加している。

ホームページは、海事関係者のみならず、幅広い層に海難防止に関する情報を提供できる有効な手段であるので、今後、裁決書、審判予定、各種公表資料等を速やかに追加・更新するとともに、閲覧性の向上を図り、海難の防止に関する情報の普及に一層努めていく必要がある。

具体的な目標の内容

本庁及び地方機関において特定のテーマについての海難分析、図解による裁決事例集の作成等を実施し、その結果を5回以上公表する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成18年度中に海難分析結果を6回（本庁2回、地方機関4回）公表している。

本庁及び各地方機関において、年1回以上の公表を努力目標とし、海難の態様、海域における海難の特殊性などをテーマとして様々な角度から分析を行い、同種海難の再発防止策を提言する「海難分析集」を延べ6回刊行し、関係行政機関、海事関係団体及び研究・教育機関等に幅広く配布して海難防止に関する情報提供を積極的に行っている。

引き続き、海難防止に関する情報提供に努めていくことが期待される。

具体的な目標の内容

裁決及び海難分析結果を活用した海難防止に関する講習等を50回以上実施する。

評 価

【評定】

目標は達成されたものと認められる。

【所見】

平成18年度に海難防止に関する講習会等を計77回実施している。

海難審判庁独自に、あるいは海事関係団体、関係機関との連携を通じて、裁決や海難の分析結果をもとに、目標を大きく上回る77回の海難防止に関する講習等を実施しており、積極的な取り組みがなされている。

引き続き、一層の海上交通に係る安全対策の周知・啓発が図っていくことが期待される。

